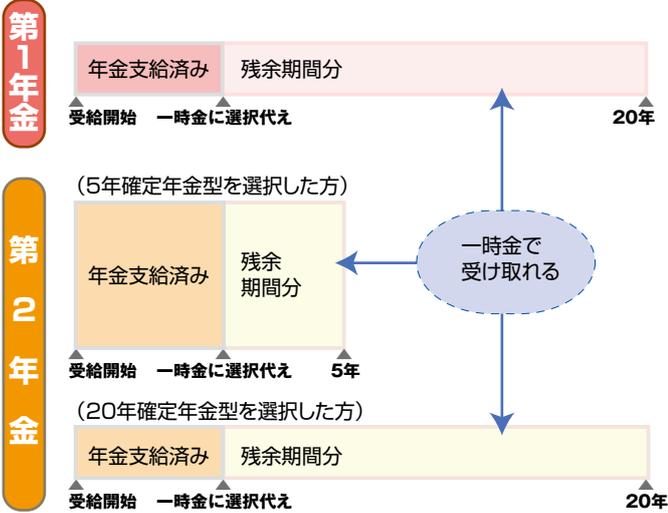


年金に代えて受けられる一時金

老齢給付金を年金で受ける代わりに「一時金」で受けることもできます。

年金で受け始めた場合でも残余期間分については一時金で受けることも可能です。



●受けられる一時金額

$$\text{第1年金月額} \times \text{支給済期間に応じた第1年金の率} \times \text{一時金選択割合 } 100\% \cdot 50\% \cdot 25\%$$

規約別表第6

$$\text{第2年金月額} \times \text{支給済期間に応じた第2年金の率} \times \text{一時金選択割合 } 100\% \cdot 50\% \cdot 25\%$$

規約別表第6



脱退一時金

●受けられる要件と一時金額

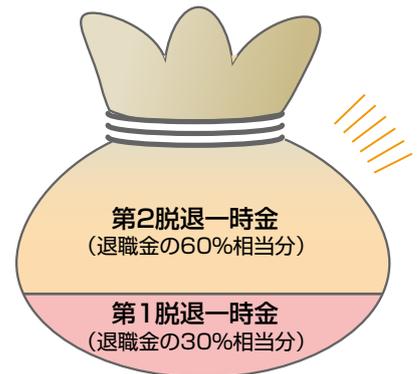
脱退一時金 加入者期間が1年以上(50歳未満自己都合退職の場合は3年以上)20年未満である方が、加入者の資格を喪失したとき

$$\left(\text{基準給与A} \times \text{第1脱退一時金の給付率} \right) + \left(\text{基準給与B} \times 0.300 \right)$$

規約別表第7

$$\left(\text{基準給与A} \times \text{第2脱退一時金の給付率} \right) + \left(\text{基準給与B} \times 0.600 \right)$$

規約別表第8



20年加入脱退一時金 加入者期間が20年以上である方が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき、または60歳までの据置期間中に一時金を申し出たとき

$$\left(\text{第1年金月額に相当する額} \times \text{第1年金の20年加入脱退一時金給付率} \times \text{一時金選択割合 } 100\% \cdot 50\% \cdot 25\% \right) + \left(\text{第2年金月額に相当する額} \times \text{第2年金の20年加入脱退一時金給付率} \times \text{一時金選択割合 } 100\% \cdot 50\% \cdot 25\% \right)$$

規約別表第9

遺族給付金

■受けられる要件

基金の加入者または加入者であった方が、次のいずれかに該当したとき、その方の遺族に一時金として支給されます。

- ① 加入者期間が1年以上である加入者が亡くなったとき
- ② 20年加入脱退一時金の受給権者であって、一時金の繰下げの申出をしている方(受給待期者)が亡くなったとき
- ③ 脱退一時金の受給権者(加入者期間が20年以上で60歳未満の20年加入脱退一時金受給権者も含む)であって、支給の繰下げの申出をしている方(退職金支給繰下げ者)が亡くなったとき

- ④ 老齢給付金の受給権者であって、年金の支給開始後保証期間を経過していない方が亡くなったとき

■受けられる遺族の範囲と順位

遺族給付金が受けられる遺族とは、次の順位になります。

- ① 配偶者
- ② 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹
- ③ その他の遺族
(亡くなった方に生計を維持されていた方のみ)

